

県産木材建築利用促進事業実施要領

(趣旨)

第1 県産木材建築利用促進事業については、県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(用語の定義)

第2 交付要綱第2において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (2) 「標準木材使用量」とは、建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材利用量とする。
- (3) 「住宅」とは、主に居住の用途に供せられる木造建築物（共同住宅等を除く）とする。なお、建売住宅を含むものとする。
- (4) 「非住宅建築物」とは、主に居住（共同住宅等を除く）以外の用途に供せられる民間木造建築物とし、モデルハウスを含むものとする。なお、国又は地方公共団体が整備する公共建築物及び、他から本事業と同趣旨の補助金交付を受けた公共建築物は除く。
- (5) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (6) 「増改築」とは、増築又は改築をいう（修繕等は除く）。
- (7) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10m²以上増加させることをいう。
- (8) 「改築」とは、既存の建築物の一部若しくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (9) 「木工事」とは、補助対象木材製品に係る構造材、造作材、その他木材製品の加工、組み立て、取り付けに関する工事のことをいう。
- (10) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板とする。
- (11) 「造作材」とは、内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材とする。
- (12) 「その他木材製品」とは、野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、杵材、階段部材、住宅に付随した設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）、その他建築材料として一般的に使用される部材とする。なお、建具、家具は対象としない。
- (13) 「JAS材」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定された日本農林規格により格付された木材製品とする。但し、構造用合板は除くものとする。なお、本事業のJAS材は県内の認証工場で生産された県産木材であることを要件とする。
- (14) 「建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条で規定される1級建築士、2級建築士及び木造建築士で、建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所に在籍している者とする。
- (15) 「工務店」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。

(補助対象条件)

第3 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という）が実施する事業の補助対象条件は、以下に定める。

県産木材建築利用促進事業

(1) 住宅・非住宅建築物建築支援

- ①「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）又は認定工務店となることが確実な者が国内に建築する住宅及び非住宅建築物であるもの。
- ②施主が補助事業の申請をする場合は県内で建築するものであること。
- ③認定工務店が補助事業の申請をする場合は施主と直接建築に関する契約をするか、認定工務店が施主となって建築する建物で、木材調達権限が認定工務店にあるもの。
- ④建築に使用する木材には、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用するもの。
- ⑤鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が60%以上であるもの。
- ⑥建築物の木工事に着手前であるもの。
- ⑦補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、写真等の県への提供に協力するもの。
- ⑧施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

(2) JAS 材等の高品質・高付加価値木材製品への加算支援

- ①前項の補助対象となる住宅・非住宅建築物において、JAS 材や内装材等を使用するもの。但し内装材等とは、直接見たり、触れたりすることができるフローリング材、内壁材、外壁材、天井材とする。

(3) 非住宅建築物設計支援

- ①認定制度実施要領第2で定める「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）又は認定建築士となることが確実な者で、過去に当補助事業に採択されたことがない者が設計・監理をする国内の非住宅建築物。
- ②設計・監理の契約者であるもの。
- ③建築に使用する木材には、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用するもの。
- ④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について、県産木材使用割合が60%以上であるもの。
- ⑤複数の設計事務所による共同設計若しくは共同事業体（JV）により施工された非住宅建築物について、契約書等に記載された全ての設計事務所にそれぞれ認定建築士又は認定建築士になることが確実な者が一人以上在籍し、当建築物の設計・監理を担当しているもの。
- ⑥建築物の木工事に着手前であるもの。
- ⑦構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施するもの。
- ⑧補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、写真等の県への提供およびその公表に協力するもの。
- ⑨施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。
- ⑩別に定める審査会で補助対象として適当と認められたもの。

(補助金対象者)

第4 木材協会が実施する事業の補助金の対象者は、第3の(1)及び、(2)の事業においては、認定工務店、認定工務店となることが確実な者又は施主とする。

- 2 第3の(3)の事業においては、認定建築士又は認定建築士となることが確実な者とする。
- 3 補助金の対象者は、県産木材の普及啓発に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。